

戦前の東京市における子どもの「貧困・児童労働・不就学」の実態と教育対応

—— 1900年小学校令改正までの多様な初等教育機関

(私立小学校・小学簡易科・夜学校等) を中心に ——

石井 智也*・石川 衣紀**・高橋 智***

1. はじめに

1994年の「特別なニーズ教育に関する世界会議」にて採択された「特別なニーズ教育における原則、政策、実践に関するサラマンカ声明」を大きな契機として、また国内的には2006年の学校教育法等の一部改正によって、従来の「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が2007年度より実施されて以降、小中高校の通常の学級に在学する多様な教育的ニーズ（学習困難、不登校・不適応、慢性疾患、いじめ・被虐待、養育困難・貧困、非行・触法等）を有する子どもへの特別な教育的配慮（「通常教育の枠組みにおける特別な教育的配慮」）に関する実践の蓄積と社会的関心の広がり徐々になされてきている。

筆者らの問題関心は、こうした「通常教育の枠組みにおける特別な教育的配慮」が歴史的にどのような経緯のもとに誕生し、営まれてきたのかを明らかにすることにある。この点に関わって、前田・高橋（2000, 2002）は戦前期の特別学級編制を通常学級に在籍する特別な教育的ニーズを有する子どものための「促進教育」「補償教育」の一形態であったと捉え直し、戦前期の特別学級が分離・別学の教育方式ではなく通常教育と共通性・連続性を有していたことを明らかにした¹⁾。加えて戦前の東

京市・大阪市の小学校における特別学級編制を対象に、それらが貧困や児童労働等によってもたらされる多様な「生活と発達の困難」に対する教育的配慮として取り組まれてきたことも先行研究で明らかにされてきた²⁾。

さて、「通常教育の枠組みにおける特別な教育的配慮」を歴史的に捉えていくうえで、1900（明治33）年の小学校令改正以前に多く存在した多様な初等教育機関（小学簡易科、半日学校、夜学校、私立小学校等）を検討することが不可欠である。従来、公立小学校に比して貧弱・不完全な初等教育機関として否定的に評価されていた上記の初等教育機関であるが、不十分なながらも子どもの生活実態に応じた学びの場が多様な形態で存在し、ここでは各種の教育的な配慮がなされていたという事実の注目、その後の小学校における特別学級編制等の「通常教育の枠組みにおける特別な教育的配慮」にもつながる重要な検討課題であると考えからである。

田中（1965）は明治初期に「貧民子弟を対象に」した「貧民小学、夜学校、小学簡易科、慈善学校、子守学校、貧民特殊小学校、工場内義務教育所、小学校特別教授」などの多様な初等教育機関が存在したことを明らかにするが³⁾、1900（明治33）年の小学校令改正以降は「障害児や貧困児」が「義務教育の対象外」に置かれたことか

* いしい ともや 日本福祉大学 スポーツ科学部助教、東京学芸大学大学院 連合学校教育学研究科博士課程 発達支援講座

** いしかわ いずみ 長崎大学 教育学部准教授

*** たかはし さとる 東京学芸大学 発達支援講座

キーワード：特別な教育的配慮／東京市／多様な初等教育機関／「貧困・児童労働・不就学」

ら、貧民学校等の初等教育機関を「一般普通の義務制学校」と区別される「差別的な学校」として捉えた⁴。

明治初期の東京府の初等教育の実態をみると、政府の要請から全国のモデルとなる高い水準の公立小学校を少数だけ設置して、府の厳しい経済状況から多数の庶民層・貧民層に対しては家塾・寺子屋をそのまま私立小学校として教育対応にあたらせた⁵。

1880(明治13)年の教育令改正により「不完全」な私立小学校への規制が厳しくなり、1900(明治33)年の小学校令改正以降はほとんどの私立小学校は廃止され、大多数の子どもは公立の尋常小学校へ就学するようになったとみられている。小木(1979)は寺子屋の流れをくむ私立小学校が「小商人・諸職人・雑業層」の教育的ニーズに応じたものとして評価するが、「国家教育の潮流に押し流される結果を招いて衰亡の一途をたどった」として、近代教育の進展とともに淘汰されていくと言及する⁶。

1886(明治19)年に各階層に応じた初等教育の普及を図った「小学簡易科」制度について、戦後の社会事業史研究を牽引した吉田(1957)が東京市域で仏僧を中心に貧困層を対象とした「小学簡易科」「貧民学校」が多数設置されたことを強調したが⁷、これまで多くの先行研究では「小学簡易科」は施設・教育内容が劣悪であり、貧困層の教育的要求に応じるものではなかったとして「例外」的なもの、過渡的で「いずれ尋常小学校に収斂されるもの」として捉えられてきた⁸。

それに対して土方(2002)は、1900(明治33)年の小学校令改正により多様な初等教育機関が尋常小学校の一種になったために、貧困層などの各階層の教育対応を実施していた多様な初等教育機関についての状況把握がなくなり、尋常小学校等の『均質的空間』から排除された子ども達を無視することになる」と述べ、「多様な初等教育機関が、どのような理由で存在し、また無くなったのかということ」を明確にする必要性を強調した⁹。

こうした問題意識のもと、土方は1900(明治33)年以前の東京市域の初等教育の実態について明らかにし、公立小学校より教育内容が劣っていたと評価される私立小学校が中下層の子どもの教育要求を満たす役割を果たしており、それは明治後期に至るまで存続したこと、東

京市に開設された小学簡易科は「貧民窟の貧民を主たる対象として」「小学校とは異なる貧民のための別種の初等教育機関として構想」されていたという特徴があったこと、1900(明治33)年以降において公立尋常小学校が増設された後も「特殊小学校」「夜学校」などの初等教育の場が存在し続けたことを明らかにした¹⁰。

土方の研究では、民衆が近代的な学校を受け入れるうえで、これまで「傍系」「例外」的なものとして捉えられてきた階層ごとの初等教育機関(私立小学校・小学簡易科・貧民学校・特殊小学校・夜学校)の存在とその取り組みが不可欠であったことが示されたが、明治・大正期における東京市域の子どもの深刻な「貧困・児童労働・不就学」の実態を踏まえると、貧困層や都市下層がこうした初等教育機関を受け入れてきた背景には、子どもの「生活と発達の貧困」に応じてなされてきた多様な教育的対応が重要な意味をもっていたと考えられる。

例えば、石井(1992)は「布団と釜を交互に質屋に出し入れする」「兵営や病院などの残飯を残飯屋から買って飢えをしのいでいる」などの悲惨な暮らしをする都市下層に対して、「不就学児童の教育を引き受けたのは有志、宗教家による」私立小学校や小学簡易科が開設されたことを示し、多様な初等教育機関の教育的対応の意義を認めている¹¹。

そこで筆者らが解明したいのは、とくに1900(明治33)年の小学校令改正までの初等教育が有していた多様性の意味を、「通常教育の枠組みにおける特別な教育的配慮」の歴史的脈に位置づけて再検討することにある。

すなわち、公立尋常小学校を「メインストリーム」として、それ以外の私立小学校・小学簡易科・夜学校等は「傍系」「例外」的なもの、過渡的で「いずれ尋常小学校に収斂されるべきもの」としてのみ評価するのではなく、当時の多様な教育的困難を有する子どもへの特別な教育的配慮を行い、1900(明治33)年の小学校令改正以降に公立尋常小学校の増設や就学督励策が実施された後も、こうした教育的配慮は形を変えながらも存続したという仮説のもとに検討を行うものである。

それゆえに本稿では、1900(明治33)年の小学校令改正以前の東京市域において多様な初等教育機関(私立小学校・小学簡易科・夜学校等)が、近代化・都市化・

産業化のなかで深刻化する「貧困・児童労働・不就学」等の多様な教育的困難を有する子どもに対して、いかなる教育的対応を実施していたのかを明らかにする。

2. 学制以前の寺子屋・家塾における子どもの実態に応じた多様な学び

明治期以前においては地域の寺子屋・家塾が民衆の子どもの教育を担っていた。明治期の代表的教育学者の一人でもある乙竹岩造によれば「当時の推定学齢児童の約八割六分が就学し」、貧困層が多数住む地域においては「謝儀低廉ニシテ、毎日銭四文ヲ納ムルニ過ギ」ない「それに適する寺子屋」が開設され、「貧家子女」であっても「文盲」にならなかつたとの言及がなされており¹²、寺子屋は貧しい階層にとっても通いやすい教育の場であったことがうかがえる。

学習期間は子どもの生活や家庭、階層に応じて柔軟であり、男児は徒弟・奉公に出るため12歳までと短く、女児は約17歳までと長く、寺子屋へ通うかたわら遊芸裁縫等の稽古に励んでいた¹³。学習時間は午前8時頃から午後2～4時までのものが多かったが、家事や内職を手伝う必要のある貧困層の子どもに応じて、早朝から学習を実施する寺子屋・家塾も少なくなかつた¹⁴。

寺子屋・家塾は「習字」が学習の中心であり、これに読むことや計算等が加味されて構成されていたが、子どもの階層や生活実態に応じて習得する学習内容が異

なっていた¹⁵。教育の方法は、近代以降主流となる一斉教授ではなく、師匠が順次に3～5人の寺子を呼び出すなどの個別教授が中心であった。「疾病や能力やらで、次第に成績の差が現はれ」るために、「成績不良なる者」には特別教授が実施されていたことも報告されている¹⁶。

「盲」「聾啞」などの障害を持つ子どもへの教育対応も実施されており、ある寺子屋では「啞生三人即チ男一人（入学ノ時九歳）女二人（八歳ト九歳）ノ殆ト同時ニ某女師匠ノ許ヘ入学ヲ申込」み、「午前若クハ午後ノ凡一時間ヲ以テ啞生三名ヲ一組トナシ教授」し、「手真似或ハ実物ヲ持シ来リテ之ヲ示シ先ヅ習ヒ終リシ仮名ノ読方（発音スル能ハス）ヲ教」え、「終リニハ啞生三名共ニ略略日常ノ談話即チ筆談ヲナスニ於テハ差支ナキ」という状態にまで成長発達したことが伝えられている¹⁷。

このように近世では、貧困層の子どもや「聾啞」等の障害を有した子どもも少なからず寺子屋・家塾で教育を受けており、子どもの発達や生活に応じた教育が実施されていた。寺子屋・家塾における教育支援は、加藤（1974）が明らかにしたように「職業生活につながる実用的意味を有して」おり、「商人や職人の丁稚・徒弟奉公に必要な知識・技能の習得が目差され」、障害や貧困など多様な困難をもつ子どもを含めて、日常生活における自立という点で一般の寺子と同様の目標・内容を志向していた¹⁸。

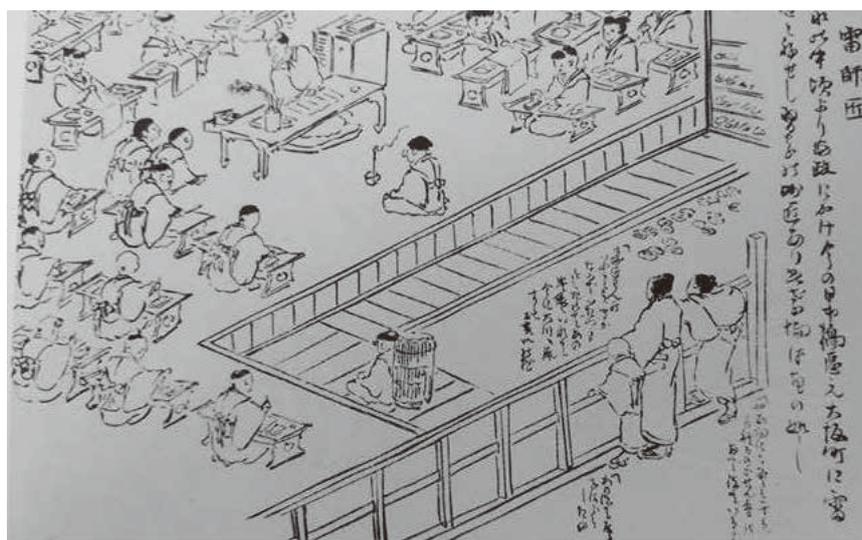


図1 近世江戸における寺子屋の絵図

(出典：東京都（1968）『目でみる東京百年』，p.63)

3. 明治期の初等教育の制度化と貧困・障害児童等の公立小学校からの排除

3. 1 明治初期の初等教育施策 (1872～1885)

1872 (明治5) 年の学制頒布を受けて東京府は、大区ごとに3校宛の公立小学校設置の計画を示し、従来の寺子屋・家塾も教授法を小学教則に準拠するように改正すれば、そのまま私立小学校として認める方針を示した¹⁹。他府県が公立小学校の設置を前提に従来の寺子屋を抑制して多数の公立小学校を設置したのに対し、東京府は逆に700校以上の私立小学校を残し、公立小学校を当初僅かに18校にとどめた²⁰。

東京府の公立小学校は「士族」等を対象に「下等小学」「上等小学」からなる8年間の教育課程を有しており、「全国のモデルになるような高い水準」の学校をめざした。公立小学校においても授業料納入が困難な貧困層に対しても就学の措置がなされていたが²¹、1877 (明治10) 年に公立小学校への政府からの補助金が打ち切りとなると貧困層の授業料無償等の実施が困難になった。以後、公立小学校の管理維持は「協議費」「授業料」で賄われるようになるため、高額な授業料を負担できる「地主・家主」等の富裕層の学校へと変容していく²²。

他方、寺子屋・家塾の流れを汲む私立小学校は「読書習字算術」の三科目を用意した正則小学と「読書習字算術ノ中一科若クハ二科ヲ欠キ学則全カラサル」変則小学など多様な教育課程を有しており、1874 (明治7) 年では「変則小学」707校を含む740校が設置されていた²³。日本の近代的教育制度の発展に寄与したダビット・モーレー (David Murray) は日本の学校巡視をした際、職人・農民などの「平民」は「八年ノ学期」を有し「西洋学及ヒ支那学」を教授する公立小学校に抵抗感を感じており、私立小学校の伝統的な教育内容が民衆の要求に適合していたと述べている²⁴。また、私立小学校では家庭の収入に応じた授業料の設定がなされ、昼間に学校に行かせることのできない貧困層への教育対応もなされていた²⁵。

1880 (明治13) 年の教育令改正に伴い、東京府は「就学督責規則」の制定の際に「就学スル能ハサル」子どもを規定し、それまで認可していた私立の「変則小学」を認めないこととし、多様な困難をもつ子どもの教育制度からの排除を強めたが²⁶、それでも多数の私立小学校が残存しており、1883 (明治16) 年においても公立小学校数が68校であるのに比べて、私立小学校が380校と大多数であった (表1)。

表1 東京市域の公立・私立小学校数と児童数

	小学校数 (校)		小学校児童数 (人)	
	公立	私立	公立	私立
1877 (明治10) 年	62	472	13402	36973
1878 (明治11) 年	81	555	15200	39069
1879 (明治12) 年	90	556	16747	39101
1880 (明治13) 年	73	445	15259	40960
1881 (明治14) 年	72	411	12475	26553
1882 (明治15) 年	70	392	14379	18990
1883 (明治16) 年	68	380	15959	26785
1889 (明治22) 年	72	325	22227	31550
1890 (明治23) 年	71	337	21557	30202
1891 (明治24) 年	72	345	22490	32818
1892 (明治25) 年	74	331	23782	30488
1893 (明治26) 年	75	327	23835	34160
1894 (明治27) 年	75	325	24925	31837
1895 (明治28) 年	75	326	26682	34336
1896 (明治29) 年	68	327	28487	36730
1897 (明治30) 年	70	304	29987	36059
1898 (明治31) 年	70	278	30964	35224
1899 (明治32) 年	72	248	33501	34217

(出典：『文部省第5年報』～『文部省第11年報』、『東京府学事第17年報』～『東京府学事第27年報』より作成)

土方（2002）は、一般に私立小学校は修業年限の短さや「圧倒的に低い授業料」、一校当たりの在学者数の少なさ、授業日数の多様性の特徴を有している点を指摘しており²⁷、多くの私立小学校が庶民層の子どもの生活実態に応じた教育を提供していたことがうかがえる。このように公立小学校は富裕層の学校へと変容し、そこから排除された多数の庶民層や貧困層にとっての初等教育機関として私立小学校が位置づけられていくといえる。

3. 2 小学校令期における初等教育施策と子どもの不 就学（1886～1900）

1886（明治19）年に小学校令が制定され、各小学校には「尋常科」（4ヶ年）、「高等科」（4ヶ年）、「簡易科」（3ヶ年）等の多様な初等教育課程が設けられたが、東京市域内の多くの公立小学校は尋常科・高等科を併置しており、就学児童の多くは8ヶ年の教育課程をもつ小学校に就学できる階層の子どもであった。さらに1890（明治23）年の小学校令改正以後に授業料額が尋常小学科において1ヵ月30銭から70銭以下と高額に定められ、公立小学校に富裕層が就学する状態が恒常化する。

他方、1886（明治19）年の小学校令制定以降、私立小学校は東京府による強い規制を受けるようになり、私立小学校開設の際は府知事の認可を受けさせ、各私立小学校の等科や教員数・履歴、児童の定員と現数、授業料、校舎・体操場等の実態の調査が実施された²⁸。1890（明治23）年の小学校令改正以降は公立小学校と同等の

基準（設備、教育課程、教員資格、授業料）を満たす私立小学校が「代用私立小学校」として認められるが、「私立小学校設置者資格」の改正、「私立小学校設立願調査」実施等を通じて私立小学校の規制が厳しくなり、さらに1899（明治32）年の「私立学校令」制定後は私立学校の監督が強化され、実際に基準を満たさない私立小学校が廃止された²⁹。

それでも1900年（明治33）年前後の私立小学校数は300校台を維持し、とくに「区内尋常小学校に占める私立小学校の比重の最も大きかった」のは、庶民層・貧困層の多い「四谷区・浅草区」であった³⁰。また「代用私立小学校」であっても「校地校舎が狭く」「習字中心の」学校も多く、「商人職人のうちの所得の低い層に支持され」「公立小学校と異なる教育内容・方法が受け入れられていた」というように³¹、庶民層のニーズに応じた小学校であった。

一方、私立小学校の「代用化」で値上がった授業料を支払うことができない貧困層の子どもが「続々退校」している事態も報じられ³²、多数の貧困層の子どもが不就学となっていたことも看過できない。東京市の就学率が1900（明治33）年前後でも約60%で止まり（図2）、「少しの欠点ある私立小学校を代用せしむるも猶数多の未就学者を減する」必要性が報じられるほどに³³、依然として多数の不就学児が存在していた。

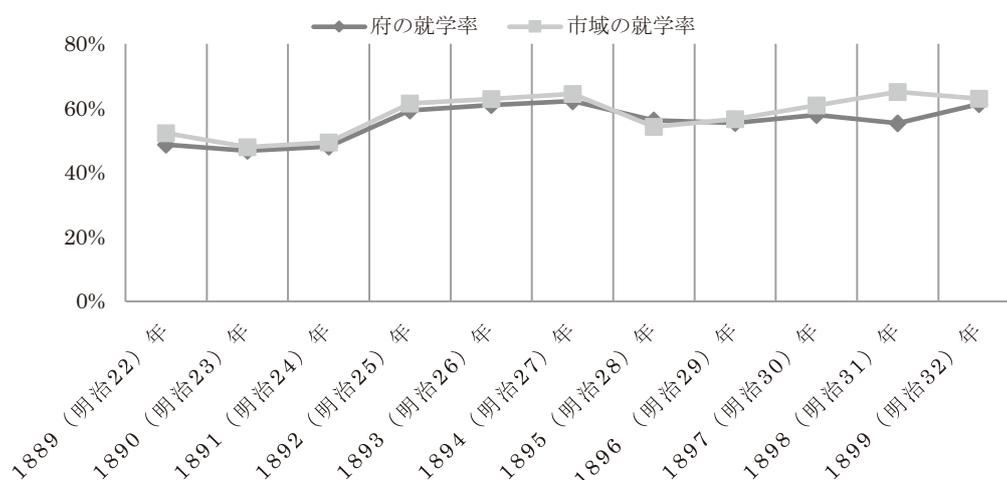


図2 東京府市の就学率の推移（1889年～1899年）

（出典：『東京府学事第17年報』～『東京府学事第27年報』より作成）

4. 多様な初等教育機関における「貧困・児童労働・不就学」への教育対応

4. 1 貧困児童の実態

江戸時代後期から「商業資本の激しい展開を背景」に「貧窮者の大規模な農村及び都市からの流動・転落化」により下層社会が形成されていたが³⁴、1881(明治14)年頃から東京市域への流入人口が一挙に増加し、1889(明治22)年には四谷鮫河橋、芝新網町、下谷万年町の三大スラムをはじめに各区に大小多様なスラムが形成されていく。

1880年以降の東京市域では都市人口の半数以上が「都市下層」「細民」と呼ばれる貧しい階層であり、なかでも「人力車夫」「屑拾」「芸人」などの「雑業層」に従事せざるをえない貧困層が不衛生なスラムに住み、苦しい生活を強いられていた³⁵。

東京府と警察署が協同で実施した「貧民調査」では「当時三度の食事をすると云ふ者は誠に稀れ」で「老年になつて妻が死んで子供があると云ふ様」「病気である上に家族が多い」との記載がみられ³⁶、困難を抱える家庭が多かったことがうかがえる。こうした貧困層の子どもの困難については十分に明らかにされていないが、「夫婦相闘ひ」「老幼を虐待」するなどの「貧児が虐待せられつつあり」「発育童児の感化に大なる悪弊」があると報告され³⁷、「衣服の汚穢」「食物の粗悪」「衣物の欠乏」「食事時間の不定」「住居及路次(ママ)の不潔」「一般の衛生行届かず」という劣悪な生活環境のもとに育つために、「癩蒼」「眼病」等の疾患にかかりやすかった³⁸。

加えて多くの貧困家庭では「七八歳位からは外に出て何か金を儲け」「強飯とか或は銭を貰ふとか云ふ様なことをして子供や女を商法」に従事していたと言及される

ように³⁹、配偶者や子どもの有業率が高かったという⁴⁰。とくに明治中後期からマッチ工場や煙草工場がスラムの近くに設置され、女工や幼年工を低賃金で雇って操業がなされていた⁴¹。煙草工場では長時間の児童労働が強いられ、「塵芥甚シク呼吸器ヲ刺激スル」など不衛生な労働環境であり⁴²、工場勤めでない場合にも巻煙草やマッチ箱製作などの内職作業を昼夜問わず行っていた。

こうした子どもの教育程度については「手紙を書き得るもの」は少なく、「僅に自己の姓名を記し得るもの幾人あるべきや」という状態であり⁴³、「衣服が汚れ下駄が整はないとか弁当が劣れるとか言葉遣ひが野卑粗雑である」ために「世の常の家に育つ児童と伍を同じくして教へを受けることの出来ない」と判断され、多くは不就学であった⁴⁴。

こうした状況にあつて東京府は、1887(明治20)年の小学校令公布で示された「小学簡易科」は財源不足のために設置しない方針を採ったが、貧困層の子どもを不就学のままに放置していくことはできず、学務課長の庵地保も「貧困児童の教育法に関し十分の施設なきは誠に遺憾」「貧乏人の子弟こそ実に将来国家の禍源ともなるべき」と述べている⁴⁵。庵地は貧困層の子どもの教育救済について「貧民教育の事を挙げて僧侶に依頼する法」があるとして「今日の寺院は差当り学校を仮用するを得べく僧侶は読書習字の教師となることを得べし」と述べ⁴⁶、寺院の社会的有用性をアピールしようとしていた仏僧もこれに応じて寺院同盟を結成し、1887(明治20)年に本郷区駒込蓬萊町の高林寺に慈愍小学校を開設した⁴⁷。

東京府は財源不足のなかで「小学簡易科」を高等尋常小学校の課外にも設け、その学校の教員が兼務して貧困児童の教育を行い、兼務する教員には月給の三分の一

表2 東京市の小学簡易科(貧民学校)の設置数及び児童数

	簡易科設置数		公立小簡易科児童数(人)		私立小簡易科児童数(人)	
	公立	私立	男子	女子	男子	女子
1886(明治19)年	-	-	-	-	-	-
1887(明治20)年	1	16	41	35	538	450
1888(明治21)年	-	20	-	-	903	669
1889(明治22)年	1	19	56	38	840	718
1890(明治23)年	-	17	-	-	909	817

(出典：『文部省第15年報』～『文部省第19年報』より作成)

を支給することを提案し⁴⁸、区長や有志者が中心となり、貧困層の子どものための学校を設置する区もあった。

1890（明治23）年以降に「小学簡易科」は制度上なくなるが、東京市域の貧困層の増加はとどまらず、こうした「貧民学校」「小学簡易科」は貧困層向けの私立小学校としてその後も存続したが、その具体については後述する。

4. 2 私立小学校における教育対応

明治初期において、貧困層を含めた庶民層の教育対応を実施していたのは私立小学校であり、多くの私立小学校は寺子屋・家塾の教育方法を踏襲し、階層・収入に応じて授業料を柔軟に変更するなどの教育対応を行った。

貧困層の多かった浅草地域に1875（明治8）年に開設された北川学校（浅草福富町）は「人々貧富ノ別アルヲ以テ分ツテ五等ト」して、50銭、25銭、12銭5厘、6銭2厘5毛、5銭の階層ごとに応じた授業料を設定し、「尤も極貧ノ者ハ授業料ヲ納ルニ及バザル事」として、授業料納入が困難な子どもへの配慮もなされていた⁴⁹。

1878（明治11）年に開設された遷喬学校（赤坂青山北町）は「貧困ニシテ学資ヲ憂フル者少カラス故ニ此等ノ子弟ヲ教育」するために設置され、児童数は50名と小規模で「貧困ニシテ購求シ難キ者ハ時宜ニヨリ付与」するなど学用品貸与の実施とともに、昼間の授業に加えて午後6時から9時までの夜間部も設けていた⁵⁰。

また、牛込払方町に設置された貧学校でも「年齢ヲ問ハス月謝ヲ受ケス文具書物ヲ貸与シ」ており、学用品購入の難しい子どもが就学しやすい配慮がなされていた。初学者に対しては「伊呂波」、暗算、習字などの基本的な科目を教え、「小学読本」等の公立尋常科と同様の教科書を用いるなど⁵¹、東京府に定められた教育課程に則って子どもの実態に応じた教育を実施した。

1882（明治15）年に設置された戸波学校（浅草区浅草寿町）では「本校近傍ノ状況ニ従ヒ童男女共（父兄ノ營業ヲ助ケ又ハ所謂奉公ニ出ル等ノ類）永ク就学スル事能サル子弟ヲシテ速日用ノ便利ヲ得セシメ」ることをめざし、1ヶ月「十二銭五厘」という安価な授業料を設定したうえで「貧窮者ノ子弟ハ之ヲ要スルノ限り非ラ」ずとして貧困層の子どもの教育救済の役割も果たした。「作文」の学科では「日用ニ適切ナル平易ノ文ヲ授」け、

「算術」でも日用に必要な「四則混用算ノ如キハ生徒ヲシテ最モ熟練セシムル」とし、子どもの日常生活に必要な知識を教授し、昇級できない場合には「従前ノ級ニ留テ温習ヲナサシム」などの配慮がなされていた⁵²。

1880年代はスラムの拡大に伴い「貧困・児童労働・不就学」の子どもの問題が深刻化し、既設の私立小学校では授業料の値上がりも重なり、こうした子どもへの教育対応が難しくなるが、貧困層に応じた教育的対応の実施を目的とした私立小学校も開設されている。

浅草区の蟻川小学校は、「吉原遊郭」では「居民多クハ貸席茶屋ヲ以テ業ヲ営ミ」「人力車夫風情ノ巢窟ニシテ大ニ他町ト其情態ヲ異ニスル」ために、貧困層の子どもに応じた教育対応を行うために設置された⁵³。また、三大スラムであった鮫河橋にも、授業料を「金拾銭」に設定し「貧窮ニシテ学費ヲ辨シ得サル者ハ無料入学ヲ許ス」東信小学校が開設されており、児童80名を擁していた⁵⁴。

下谷万年町には私立小学校である天海小学校が開設されていたが、「学科の程度も生徒の種類も一段高く」「奉公少なきをもて家に置くは厄介な」女子が多数在籍しており、スラムに住む貧困層の子どもへの教育対応としては十分でなかったことが言及されている⁵⁵。

4. 3 小学簡易科・貧民学校における教育対応

1880年代の都市人口増大や貧困層拡大に伴い、とくに「不就学中就学猶予ヲ得シ者」を対象として、授業料無償や学用品貸与等により就学を促す「小学簡易科」「貧民学校」が宗教家・有志を中心に開設される⁵⁶。

浅草区浅草松清町に設置された開善小学校は「三年卒業の小学校」で「生徒は五六歳より十二歳」までと幅広く、「主として読書算を教へ」「三年級、二年級、一年級甲乙兩組合計七十名内外の生徒」に対して合級教授を行い⁵⁷、寺子屋・私立小学校での教育方法を踏襲するものであったと報告されている。

麻布区の慈育学校は、教授科目・教授時間は公立尋常小学校と変わらず、「室内の清潔教授器具の整頓一として欠くるなく」「中にも慈風仁雨などいふ大文字は一層目立ちて見ゆ」「之を田舎の小学校に比せは中以上」であると評されており、子どもの学習や発達が十分に望めるような環境を提供していた⁵⁸。

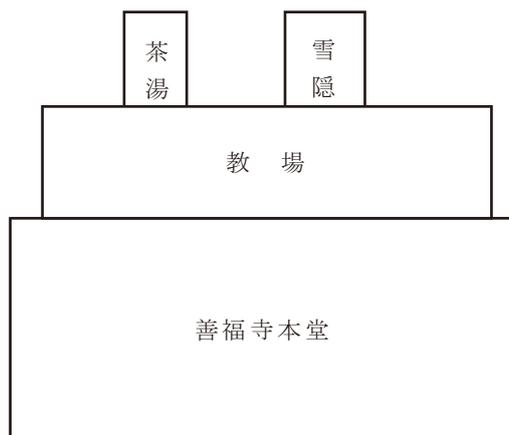


図3 麻布区善福寺内の慈育学校図面

(出典：「芝・麻布・赤坂区内並二近村各宗寺院ヨリ貧民小学校設置願ニ付指令慈育学校」『616.C7.8 願伺届録』東京都公文書館)

浅草区に設置された慈善小学校は私立小学校の田島小学校と併置され、「良民の子弟」を「田島尋常小学校」が対応し、「毫も月謝を納むる事能はざるものは、矢張従前の如く、之を貧民の子弟として、慈善小学校生徒として、之を取扱」った⁵⁹。小学校のなかに「良民」と「貧民」が混在することに抵抗感を示す家庭もあったが、子どもの実態については「大差なきなり」として、子どもの実態に応じた教育的対応がなされていたことが指摘される。

仏僧によるもの以外にも、キリスト教関係者が開設した「小学簡易科」「貧民学校」もあり、東京三一神学校（築地学校）出身の滝口小太郎が「学齡児童ニシテ就学スル能ハザル貧民ノ子弟ヲ無月謝ニテ教授」し、午前10時から午後1時までの午前中を授業時間として設ける三一簡易科小学校を開設した⁶⁰。

こうした学校では授業料を無償にするだけでなく、貧困層の子どもの日常生活の改善や職業生活の自立をねらった取り組みもなされていた。1888（明治21）年に浅草区阿部川町に設置された徳育簡易小学校では「普通学ヲ修ムル能ハサルモノノ為ニ無報酬ヲ以テ簡易小学科ヲ授ケ」「手工ヲ修習セシメ専ラ救済保護スル」「手工ハ現今書筒袋マツチ箱玩弄物ヲ製造」を行っており、手工を中心とした職業訓練が実施されていた⁶¹。

下谷区と同善小学校山伏町分校（のちの私立山伏小学校）では、子どもの貧困・児童労働等の生活実態に応じて120余名の児童を午前・午後に分けて教育し、「授業放課後、貧児を留置きて、賃仕事に従事せしめ、其の得

たる賃銭は、学校に保監（ママ）して、月末之れを下渡す」内職制度を導入した⁶²。また同校では在籍児童の多くが不衛生な状態であったため「学校に於て貧児の為に洗濯所を設け、石鹸を供へて常に顔及び手足を清潔に」し、「又夏日には浴場を設けて、一週間に、二三回入浴」させていた⁶³。

深川区の門前仲町、霊岸町、東森下町に地方寺院各宗総代が設置した3校の教友小学校は、子どもの労働状況に応じて午後や夕方に教授をしていたが、1903（明治36）年に市に移管され、「特殊小学校」の霊岸小学校としてスラムや木賃宿に住む子どもの児童労働などの生活実態に応じた教育を継続した⁶⁴。

京橋区の佃島の子どもの「多くは漁家」「風俗習慣も自異」であるために、区長と有志者中心となって授業料無償で学用品を貸与する京橋区立佃島小学校を開設し、昼間就学できない子どものための「夜学科」も設置した⁶⁵。さらに、京橋区では「専ラ貧困ニシテ相当ノ謝儀ヲ報シテ就学セシムル能ハサル」子どもを集め、「有志者ノ義金ヲ募リ」教育を実施する無報酬学校を設置した。無報酬学校は、京橋区内の泰明小学校・宝田小学校・築地小学校・霊岸島小学校において、本課授業が終了した午後三時から校内の教員が交代で授業を実施し、有志者からの寄付金は教育にあたった教師の給料と子どもの学用品に充てられた⁶⁶。

本所区では、区長の太田實が「本所区内ニ居住セル赤貧者ノ子弟ニ簡易ナル修身読書筆算等ノ学科」を授けるために「本所区教育義社」を設置し、「教科書筆墨紙等

表3 「小学簡易科」「貧民学校」の教員数・児童数・教育内容

小学校名	地域	教員数	児童数	実施内容
慈愍小学校	本郷区	3	200	
相愛小学校	本郷区	3	150	
同和小学校	小石川区	3	100	
慈育小学校	麻布区	4	250	「吞煙草」「封筒」作業の実施
扶宗小学校	麻布区	2	100	
共立友信学校	四谷区	1	50	
無報酬学校	京橋区	8	150	泰明小・宝田小・築地小・霊岸島小で正課授業終了後、3時間ほど実施
私立愛稚小学校	京橋区	1	40	
浅草慈善小学校	浅草区	—	—	私立田島小学校と併置
開善小学校	浅草区	1	50	3年級を合わせた合級授業の実施
私立徳育簡易科小学校	浅草区	1	80	午後3時から午後6時まで手工作業
慈愛小学校	下谷区	3	100	
同善簡易小学校	下谷区	2	120	午前60名、午後60名の二部教授
私立若宮町簡易小学校	本所区	1	120	
私立花町簡易小学校	本所区	1	120	
教友小学校	深川区	1	30	午後4時から午後7時まで
第二教友小学校	深川区	1	50	午後3時から午後6時まで
第三教友小学校	深川区	1	50	午後3時から午後6時まで
三一簡易科小学校	深川区	1	60	午前10時から午後1時まで

(出典：東京都立教育研究所編(1972)『東京都教育史資料大系』第6巻, pp.333-354, 無署名(1887)慈恵学校, 『教育報知』第80号, p.4, 無署名(1891)慈善学校を訪ふ, 『東京府教育会雑誌』第26号, pp.24-26, 幻想子(1893)学校参観記, 『教育時論』第305号, pp.35-38より作成)

ヲモ凡ベテ義社ヨリ給付し、「当分公立小学校ニ依托(ママ)」したうえて「其通常時間外ニ二三時間ツツ小学簡易科ヲ授」けた⁶⁷。1900(明治33)年以降は公立明德小学校若宮分校・本所小学校花町分校として本所区に移管されるが、「貧民子弟家計の業務補助せしむる為」に「全校児童を午前午後の二部に区分し」「修身、国語、算術の三科」を教授し、貧困層の子どもが就学可能なように「半日学校・二部教授」を実施した。

また各地のスラムでは貧困層の子どもを対象に、無認可ではあるが低廉な授業料で基本的な読み書きを教える「寺子屋・家塾のような学校」も開設されていた⁶⁸。大規模スラムの鯉河橋では、瀬宮喜一郎が簡易な学校を開設し「一日五厘と授業料を定めず、一ヶ月五銭、十銭、二十銭持ち来るものあるに任かせ、授業時間も制限なく午前午後に拘らず随時児童の来るに応じて、習字」を教えていた⁶⁹。

芝新網町では1876(明治9)年から士族の中村善次郎

が「授業料として日々五厘を納めしめ」「午前八時より午後三時まで読書、算術を授け」る「五厘寺子屋」を開設しており⁷⁰、1890(明治23)年には「正田匡といへる一老人、児童を集めて寺子屋の如きを開」き、「いろは、名頭、消息往来を教ふるに止め、別に今日学校に行はるゝ読書算術の事なく」「授業料は一日五厘にて当時三十五人の生徒」がいたとの記述がある⁷¹。

下谷区箕輪町でも盲人の石川が「喰ふや喰はずの貧民」のために「子供を学校へ入学せしむんことなど、思もよらず、年長くるに従ひ、悪戯のみ覚ゆる」ために、「ある時は途端に遊ぶ小児を集め」「軍歌を教へ」「歴史書を与へ」「古紙古筆を分」つなどして貧困層の子どもへの教育対応を実施していた⁷²。

4. 4 夜学校における教育対応

東京府は1877(明治10)年に「商業夜学校」を公立小学校に附設する形で開設し、「貧家子弟の如き昼間習

学すべき暇」のない不就学児童のための「小学夜学」の役割を果たしたが⁷³、私立小学校にも貧困層の子どもを対象とした小学夜学が開設された。

1875(明治8)年に日本橋・京橋・神田等の商業地域において数校の私立夜学校が開設され、「読書・習字・算術」の基礎的な学科を午後7時から3時間程度、教授していた⁷⁴。

1880(明治13)年に開設された少碧学校(芝区田町)では「午後六時出校十時退校」の夜間小学を設け、授業料は「生徒之意に任せ」るなど低廉な授業料で教育を実施した⁷⁵。

同年に開設された至誠学校(芝区南佐久間町)も夜間に簡易科・尋常科の教育課程を有し、「読書」の学科では「小学読本」「小学生徒心得」などの公立小学校と同等の教科書を利用しているが、「生徒中勉惰ニヨリ遅速ハ此限ニ非ラス」として、規定の4ヵ年の在学期間を超えて学習することを認めていた⁷⁶。

スラム・都市下層が一層拡大する1890年代以降にも、昼間に就学することが困難な貧困層を対象とした私立小学校を確認することができる。1897(明治30)年頃、大規模スラムの下谷万年町では私立小学校の渡辺小学校校主の渡辺六郎が共同夜学を開設し、「授業料は別に制限なく、三銭五銭十銭意に応じて持ち来るに任かせ」「午後七時より十時まで開校し」「読本・算術・習字・修

身」を教授するなど、貧困や児童労働の困難にある子どもへの教育的対応を実施した⁷⁷。共同夜学校は当初、東京市によって認可されなかったが1901(明治34)年に私立小学校として認可されている(図4)。

「幼年職工」に対して教育を実施している工場もあった。1887(明治20)年開設の鐘淵紡績会社では、初等教育を受けていない幼年職工に対して、基本的な読書・算術や裁縫・家事経済などの科目を「二時間」程度、「朝は午前八時より十時迄」「夜は同じく八時より十時迄の」二回実施された⁷⁸。また築地活版株式会社では1899(明治32)年に「所内ニ教室ヲ設ケ」「小学校教師タリシ人ヲ聘シ専ラ同所徒弟ノ教育ニ任セ」、教育内容は「体操唱歌ヲ除ク外尋常小学科ヲ一日二時間宛三ヶ年」であり、「労働時間ノ一部ヲ割キテ教育時間ニ充テ」たために教育効果が高かったと報告されている⁷⁹。

5. おわりに

本稿では、1900(明治33)年の小学校令改正以前の東京市域において多様な初等教育機関(私立小学校・小学簡易科・夜学校等)が、近代化・都市化・産業化のなかで深刻化する「貧困・児童労働・不就学」等の多様な教育的困難を有する子どもに対して、いかなる教育的対応を実施していたのかを検討してきた。

1872(明治5)年の学制以降、8ヶ年の教育課程をも



図4 共同夜学に通う子どもの様子

(出典：東京都(1968)『目でみる東京百年』, p.168)

ち「全国のモデルになるような高い水準」であった公立小学校から貧困・児童労働・障害等の困難を有する子どもは排除され、寺子屋・家塾の流れをくむ私立小学校が庶民層・貧困層の子どもへの教育的対応を継続することとなった。多くの私立小学校では階層・収入に応じた授業料設定、子どもの生活実態に応じた教育内容、夜間部の設置などがなされ、生活が困窮していた貧困層に対しては授業料無償・学用品貸与などの教育的配慮がなされていた。

また、「小学簡易科」「貧民学校」では子どもの生活実態に応じた二部教授の実施、子どもの不衛生状態の改善、職業訓練等の多様な教育的配慮が実施されており、いくつかの学校では東京市に移管された後も、子どもの状況に応じた教育対応が継続されていた。

1880年代以降、四谷鮫河橋、芝新網町、下谷万年町等の大規模なスラムが形成されるが、スラムに住む子どもは劣悪な生活環境や児童労働のために不就学となり、不衛生・栄養不良・疾病・不良行為等の各種の困難を抱えていた。こうしたなか宗教者や有志が貧困児童のために授業料無償の「寺子屋・家塾のような学校」を開設して教育を実施していた。さらに、産業化・工業化の進展に伴って昼夜問わず働かざるをえない児童のために工場内学校が設置されていた。

土方（2002）は、明治期の東京市域に多数存在した「私立小学校」「小学簡易科」「貧民学校」が庶民・貧困層の教育要求に応える多様な初等教育機関であったことを提起したが⁸⁰、本稿でもそのことの意義をあらためて確認することができた。

とくに本稿では、こうした多様な初等教育機関が明治中期における産業化・工業化・近代化によって顕在化した「貧困・児童労働・不就学」等の教育的困難を有する子どもに対して、授業料無償、学用品の貸与、衛生面の配慮、職業訓練、二部教授・夜学部の設置などの教育的配慮を実施するなど、具体的な「庶民・貧困層の教育要求」とその教育対応の実際について明らかにした。

このことから、私立小学校・小学簡易科・夜学校等の多様な初等教育機関における取り組みは、庶民・貧困層の就学督促に加えて、日常生活の改善や職業的自立を促すなど当時の多様な「生活と発達の貧困」に応じた教育対応をしており、多様な教育的困難を有する子どもへの

特別な教育的配慮の一つとして捉えなおすことができる可能性を示唆するものである。

今後の課題は、上記に検討した1900（明治33）年の小学校令改正以前の多様な初等教育機関における各種の教育的配慮の取り組みが、①1900（明治33）年の小学校令改正以降において東京市によって導入された「特殊小学校」「夜学校」にどのように引き継がれるか、②大正期以降に東京市によって計画設置されていく小学校特別学級編制にどのように引き継がれるかについて明らかにすることである。

附記

本研究は「2017年度～2018年度科学研究費補助金研究活動スタート支援」（石井智也）による研究成果の一部である。

引用・註

- ①前田博行・高橋智（2000）近代日本の学力問題と促進（補償）教育—日本特別学級史研究の批判的検討—、『東京学芸大学紀要（第1部門・教育科学）』第51号，pp.219-232。②前田博行・高橋智（2002）戦前期大阪市の特別学級編制とその基本的性格—日本促進教育史研究序説—、『東京学芸大学紀要（第1部門・教育科学）』第53号，pp.151-175。
- ①高橋智・石川衣紀・前田博行（2010）『戦前における鈴木治太郎の大阪市小学校教育改革と特別な教育的配慮のシステム開発に関する研究』緑蔭書房、②石川衣紀（2012）戦前における鈴木治太郎の「適能教育」論の研究—子どもの「生活と教育の貧困」と特別な教育的配慮のシステム開発—，博士（教育学）学位論文，東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科、③石井智也・石川衣紀・高橋智（2013）大正期の東京市における教育救済事業と多様な困難をもつ子どもの特別学級編制、『SNEジャーナル』第19巻1号，pp.144-160、④石井智也・石川衣紀・高橋智（2014）大正期の東京市における小学校特別学級編制—特別学級の児童実態と教育実践を中心に—、『東京学芸大学紀要（総合教育科学系Ⅱ）』第65集，pp.113-124、⑤石井智也・石川衣紀・高橋智（2014）関東大震災後の東京市の教育復興計画と多

- 様な教育困難を有する子どもの特別学級編制, 『日本教育史学会紀要』第4巻, pp.68-87。
- 3 田中勝文(1965) 明治中期の貧民学校—小学簡易科制度の実態分析一, 『日本の教育史学』第8巻, p.23。
- 4 田中勝文(1984) 義務教育の理念と法制—貧民学校から義務制を考える一, 『講座日本教育史』第3巻(近代Ⅱ/近代Ⅲ), 第一法規, pp.41-70。
- 5 倉沢剛(1970) 『小学校の歴史Ⅲ—府県小学校の成立過程前編—』ジャパンプライマリーレビューロー, pp.376-378。
- 6 小木新造(1979) 『東京庶民生活史研究』日本放送出版協会, pp.616-617。
- 7 吉田久一(1957) 貧児教育について—明治廿年代を中心に—, 『社会事業』第40巻3号, pp.26-35。
- 8 田中勝文(1965) 明治中期の貧民学校—小学校簡易科制度の実態分析一, 『日本の教育史学』第8巻, pp.23-45, 川向秀武(1971) 小学簡易科論, 『東京大学人文学報』第82号, pp.41-83。
- 9 土方苑子(2002) 『東京の近代小学校—「国民」教育制度の成立過程—』東京大学出版会, pp.5-7。
- 10 土方苑子(2002) 同上書, pp.188-189。
- 11 石井昭二(1992) 『近代の児童労働と夜間小学校』明石書店, pp.45-53。
- 12 乙竹岩造(1970) 『日本庶民教育史』中巻, 臨川書店, pp.722-723。
- 13 大日本教育会編(1892) 『維新前東京市私立小学校教育法及維持法取調書』, pp.46-47。
- 14 大日本教育会編(1892) 同上書, pp.39-40。
- 15 東京都立教育研究所編(1994) 『東京都教育史 通史編一』, pp.78-81。
- 16 乙竹岩造(1970) 前掲12), p.748。
- 17 大日本教育会編(1892) 前掲13), pp.25-26。
- 18 加藤康昭(1974) 『日本盲人社会史研究』未来社, pp.578-588。
- 19 東京都立教育研究所編(1994) 前掲15), pp.124-129。
- 20 倉沢剛(1989) 前掲5), p.357-359。
- 21 文部省(1874) 『文部省第二年報』, p.56, 文部省(1877) 『文部省第五年報』, pp.68-69, 「女学校ニ転開 江東支校救民学校」『608.C3.6 回議録諸伺綴』東京都公文書館, 「救民補助 鮫橋学校」『608.C3.7 回議録諸願綴簿』東京都公文書館, 「補助金願築地学校」『609.C6.12 回議録公立小学校書類』東京都公文書館。以上の史料から, 当初は公立小学校においても教則多様化がめざされ, 貧困児童の就学督励が実施されていたことが示される。
- 22 明治期の公立小学校の管理費・維持費については, 土方苑子(1998) 明治前期東京における公立小学校の独立採算的運用, 『東京大学大学院教育学研究科紀要』第38巻, pp.1-14に詳しい。
- 23 文部省(1874) 『文部省第二年報』, p.55, 文部省(1876) 『文部省第四年報』, p.26。
- 24 「大關莫爾矣申報」『604.A7.2 大關莫爾矣申報』東京都公文書館。
- 25 東京都立教育研究所編(1994) 前掲15), pp.141-142。
- 26 東京都立教育研究所編(1994) 同上書, pp.508-509。
- 27 土方苑子(2002) 前掲9), pp.43-54。
- 28 東京都立教育研究所編(1994) 前掲15), pp.509-510。
- 29 東京都立教育研究所編(1995) 『東京都教育史通史編二』, pp.34-43
- 30 東京都立教育研究所編(1995) 同上書, pp.28-33。
- 31 土方苑子(2002) 前掲9), p.65。
- 32 「場末の私立小学校生徒」『東京朝日新聞』1892年4月28日付。
- 33 無署名(1891) 代用私立小学校に就て, 『教育報知』第270号, p.1。
- 34 吉田久一(1981) 江戸時代の都市下層社会—江戸・大阪を中心に—, 『日本社会事業短期大学研究紀要』第27集, p.19。
- 35 中川清(1985) 『日本の都市下層』勁草書房, pp.26-30。
- 36 呉文聡(1894) 貧民ノ研究及ヒ実況, 『学習院輔仁会雑誌』第35号, pp.1-16。
- 37 佐藤千纏(1903) 『社会新策』東海堂, pp.86-87。
- 38 佐藤千纏(1903) 同上書, pp.74-76。
- 39 呉文聡(1894) 前掲36), pp.1-16。
- 40 中川清(1985) 前掲35), p.32。
- 41 石塚裕道(1977) 『東京の社会経済史—資本主義と都市問題—』紀伊國屋書店, p.133。
- 42 農商務省商工局(1903) 煙草職事情, 大河内一男編(1970) 『生活古典叢書4 職事情』光生館, p.345。

- 43 横山源之助 (1899)『日本之下層社会』教文館, pp.43-44。
- 44 草間八十雄 (1936)『どん底の人達』玄林社, p.192。
- 45 庵地保 (1887) 東京府下貧困児童の教育法, 『教育報知』第64号, pp.9-10。
- 46 庵地保 (1887) 東京府下貧困児童の教育法 (承前), 『教育報知』第65号, p.11。
- 47 中西直樹 (1996) 教育勅語成立直前の徳育論争と仏教徒「貧児教育」, 『龍谷史壇』第105号, pp.3-7。
- 48 無署名 (1887) 簡易小学科, 『教育報知』第83号, p.4。
- 49 東京都立教育研究所編 (1971)『東京都教育史資料大系』第2巻, p.853。
- 50 東京都立教育研究所編 (1972)『東京都教育史資料大系』第3巻, pp.810-811
- 51 「開業 貧学校」『609.C7.2 回議録私立小学校書類』東京都公文書館。
- 52 東京都立教育研究所編 (1972)『東京都教育史資料大系』第5巻, pp.868-870。
- 53 東京都立教育研究所編 (1972)『東京都教育史資料大系』第6巻, p.421。
- 54 東京都立教育研究所編 (1972) 同上書, p.425。
- 55 大我居士 (1890) 貧天地餓寒窟探検記 (全), 西田長寿編著 (1970)『生活古典叢書1 明治前期の都市下層社会』光生館, pp.83-84。
- 56 土方苑子 (2002)『東京の近代小学校 - 「国民」教育制度の成立過程 -』東京大学出版会, 東京都立教育研究所編 (1972)『東京教育史資料大系』第6巻, pp.333-354。
- 57 幻想子 (1893) 学校参観記, 『教育時論』第305号, p.37。
- 58 無署名 (1891) 慈善学校を訪ふ, 『東京府教育会雑誌』第26号, pp.24-25。
- 59 幻想子 (1893), 前掲57), p.36。
- 60 東京都立教育研究所編 (1972) 前掲53), pp.349-350。
- 61 東京都立教育研究所編 (1972) 前掲53), pp.348-349。
- 62 佐藤千纏 (1903) 前掲37), p.210。
- 63 佐藤千纏 (1903) 同上書, pp.210-211。
- 64 高梨輝憲 (1978)『江東区の歴史』名著出版, pp.146-147。
- 65 無署名 (1888) 京橋区佃島小学校, 『東京府教育会雑誌』第3号, p.21。
- 66 「無報酬学校」『読売新聞』1888年9月6日付。
- 67 日下部三之助 (1888) 東京府下ニ簡易科小学校ヲ設ク可キヲ論ズ, 『東京府教育会雑誌』第1号, p.24。
- 68 石井昭示 (1992) 前掲11), pp.45-53。
- 69 横山源之助 (1899) 前掲43), p.45。
- 70 著者不詳 (1897) 昨今の貧民窟 - 芝新網町の探査一, 中川清編 (1994)『明治東京下層生活誌』岩波書店, pp.166-167。
- 71 横山源之助 (1899) 前掲43), p.44。
- 72 無署名 (1894) 貧生教授, 『教育時論』第321号, p.35。
- 73 石井昭示 (1992) 前掲11), pp.37-40。
- 74 東京都立教育研究所編 (1971) 前掲49), pp.875-881。
- 75 東京都立教育研究所編 (1972)『東京都教育史資料大系』第4巻, p.479。
- 76 東京都立教育研究所編 (1972) 同上書, pp.579-580。
- 77 横山源之助 (1899) 前掲43), p.45。
- 78 横山源之助 (1899) 同上書, pp.212-213。
- 79 農商務省商工局 (1903) 煙草職工事情, 大河内一男編著 (1970) 前掲42), p.370。
- 80 土方苑子 (2002) 前掲9), pp.188-189。

“Child Poverty, Child Labor, and Non-enrollment” and Educational Support in Tokyo City before the War:

Multiple Institutions of Primary Education (Private Elementary School, “Shogaku Kan-i-ka,” and Night School) till The Revision of “Shogakko Rei” in 1900

Tomoya ISHII*, Izumi ISHIKAWA**, Satoru TAKAHASHI***

This study clarified the availability of educational support for disadvantaged children in Tokyo city (poverty, child labor, and non-enrollment) provided by multiple institutions of primary education before and after 1900 revision of Elementary School Ordinance (Shogakko-Rei). Since then, many children have become more deeply disadvantaged due to modernization, urbanization, and institutionalization.

Following on from the 1872 “Gakusei” (first educational ordinance of modern Japan), children disadvantaged by poverty, child labor, and disability were excluded from public elementary schools that offered an eight year curriculum of high level as the model of the whole country. However, private elementary schools descended from “Terakoya” and “Kajuku” continued to offer educational support for children from the common and poorer classes. Most private elementary schools had a tuition system that was delivered according to children’s income and hierarchy, offering educational content that corresponded to children’s living conditions, in addition to night classes. These schools also provided educational support such as exemption from tuition fees and the lending of school supplies, especially for children of the poor and needy.

In “Shogaku Kan-i-ka” (compacted and simplified elementary school system) and charity schools, multiple educational supports were provided, such as “Nibu-kyoju” (a half-time school system), training in personal hygiene, and vocational training. Some schools continued offering educational support that corresponded to children’s actual situations even after being transferred to Tokyo city.

Hijikata (2002) proposed that many private elementary

schools, “Shogaku Kan-i-ka,” and night schools that existed in Tokyo city during the Meiji era, were multiple institutions of primary education that met the educational needs of the common and poorer classes. This study verifies the importance of this provision.

This study clarifies how those multiple institutions of primary education provided educational support to meet the educational needs of disadvantaged children; such as exemption of tuition fees, the lending of school supplies, training in personal hygiene, vocational training, the provision of “Nibu-kyoju”, and night classes.

This study suggests that the educational support provided by multiple institutions of primary education, such as private elementary school, Shogaku Kan-i-ka, and night schools, should be recognized as the provision of special education for disadvantaged children.

Key words

special educational consideration, Tokyo city, multiple institutions of primary education, “poverty, child labor, and non-enrollment”

*Nihon Fukushi University/United Graduate School of Education, Tokyo Gakugei University

**Nagasaki University

***Tokyo Gakugei University

戦前の東京市における子どもの「貧困・児童労働・不就学」の実態と教育対応

—— 1900年小学校令改正までの多様な初等教育機関

(私立小学校・小学簡易科・夜学校等)を中心に ——

石井 智也*・石川 衣紀**・高橋 智***

本稿では、1900（明治33）年の小学校令改正以前の東京市域において多様な初等教育機関（私立小学校・小学簡易科・夜学校等）が、近代化・都市化・産業化のなかで深刻化する「貧困・児童労働・不就学」等の多様な教育的困難を有する子どもに対して、いかなる教育的対応を実施していたのかを検討してきた。

1872（明治5）年の学制以降、8ヶ年の教育課程をもち全国のモデルになるような高い水準であった公立小学校から貧困・児童労働・障害等の困難を有する子どもは排除され、寺子屋・家塾の流れをくむ私立小学校が庶民層・貧困層の子どもへの教育的対応を継続することとなった。多くの私立小学校では階層・収入に応じた授業料設定、子どもの生活実態に応じた教育内容、夜間部の設置などがなされ、生活が困窮していた貧困層に対しては授業料無償・学用品貸与などの教育的配慮がなされていた。

またスラムの拡大に応じて開設された「小学簡易科」「貧民学校」では授業料を無償にするだけでなく、貧困層の子どもの日常生活の改善や職業生活の自立を促すために子どもの不衛生状態の改善、職業訓練等の多様な教育的配慮が実施されており、いくつかの学校では東京市に移管された後も、こうした教育対応が継続されていた。

土方（2002）は、明治期の東京市域に多数存在した「私立小学校」「小学簡易科」「貧民学校」が庶民・貧困

層の教育要求に応える多様な初等教育機関であったことを提起したが、本稿でもそのことの意義をあらためて確認することができた。

とくに本稿では、こうした多様な初等教育機関が明治中期の産業化・工業化・近代化によって顕在化した「貧困・児童労働・不就学」の教育的困難を有する子どもに対して、授業料無償、学用品の貸与、衛生面の配慮、職業訓練、二部教授・夜学部の設置などの教育的配慮を実施したことを明らかにした。このことは、私立小学校・小学簡易科・夜学校等の多様な初等教育機関における取り組みは、当時の多様な教育的困難を有する子どもへの特別な教育的配慮の一つとして捉えなおすことができる可能性を示唆するものである。

Key words

特別な教育的配慮、東京市、多様な初等教育機関、「貧困・児童労働・不就学」

*日本福祉大学 スポーツ科学部助教、東京学芸大学 大学院 連合学校教育学研究科博士課程 発達支援講座

**長崎大学 教育学部准教授

***東京学芸大学 発達支援講座